省　令

○農林水産省令第四十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和七年十一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令

（動物用医薬品等取締規則の一部改正）

第一条　動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

様式第八十九号中「及び第六項（中略）」を「若しくは第六項（中略）」に、「第十四条の三第二項」を「第十四条の三第三項」に改め、「第十八条の二」の下に「（中略）」を加え、「第二十三条の二の八第二項」を「第二十三条の二の八第三項」に、「第二十三条の二十八第二項」を「第二十三条の二十八第三項」に、「第六十八条の二の五第一項若しくは第二項」を「第六十八条の二の五、第六十八条の二の六第一項若しくは第二項」に改め、「第九条の二」の下に「（中略）」を加え、「第三十条第三項から第四項」を「第三十条第三項若しくは第四項」に、「第六十八条の二の五（中略）」を「六十八条の二の六（中略）」に、「第七十七条の二の二」を「第七十二条の二の二」に、「（中略）、第五号若しくは第六号」を「若しくは第五号から第七号まで」に改める。

（家畜伝染病予防法施行規則及び獣医療法施行規則の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

一　家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第五十六条の二第六号

二　獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第一条第一項第十一号

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行の日（令和七年十一月二十日）から施行する。

（動物用医薬品等取締規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の動物用医薬品等取締規則様式第八十九号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の動物用医薬品等取締規則様式第八十九号によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

法規的告示

○経済産業省告示第百六十三号

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第一条の規定に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示（平成二十九年経済産業省告示第九十四号）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下「規則」という。）第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。ただし、申請日において当該要件に係る事務に従事しなくなった日の翌日から起算して三年を経過している場合にあっては、この限りでない。	**第一条**　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下「規則」という。）第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、申請日において当該要件に係る事務に従事しなくなった日の翌日から起算して三年を経過している場合にあっては、この限りでない。
一　警察庁（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十五条に規定する警察庁をいう。）又は都道府県警察（警察法第三十六条第一項に規定する都道府県警察をいう。）のうちいずれか一の機関において、警察法第五条第四項第六号ハに掲げるサイバー事案に係る犯罪の捜査に関する事務、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情報技術の解析に関する事務その他サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると警察庁長官が認める者	一　警察庁（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十五条に規定する警察庁をいう。）又は都道府県警察（警察法第三十六条第一項に規定する都道府県警察をいう。）のうちいずれか一の機関において、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情報技術の解析に関する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると警察庁長官が認める者であること。
二　自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊をいう。）において、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると防衛大臣が認める者	二　自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊をいう。）において、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると防衛大臣が認める者であること。